

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏 名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 内田 雅紀
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを
証する

県北広域振興局長 米内 靖士



許可の年月日 令和 5年 3月 2日

許可の有効年月日 令和10年 3月 1日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・廃石綿等
- ・ばいじん（水銀又はその化合物、1,4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

(以下、裏面記載)

1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、
チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-
ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機
燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェ
ニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、
1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、
1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロ
ペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、
1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替
え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること
ができる高さ

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 3月 2日 当初許可

令和 8年 8月 27日 変更届出書受理（代表者を生藤勇から変更したこと。）

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白